

## 業務内容

### 改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく、建築物調査業務

1970年代に2度にわたる石油危機を経験した為、1979年(昭和54年)に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」は制定・施工され総合的な省エネルギー対策を進めてきました。その後何度かの改正の後、2002年(平成14年)省エネルギー対策強化の目的で2,000㎡以上の建築物(住宅を除く)への省エネルギー措置の届出が義務付けられました。更に、2006年(平成18年)に2,000㎡以上の住宅を含む建築物に対して、省エネルギー措置の届出と維持保全状況の定期報告が義務付けられました。

#### 省エネルギー措置とは

- ①外壁、窓等を通して熱の損失の防止措置(躯体等の断熱措置)
- ②設備機器に関するエネルギーの効率的利用のための措置  
(空調設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機が対象)

今回(平成21年4月1日施行)の改正により、建築物の所有者(管理者)は3年毎に建築物の維持保全状況を所管行政庁に報告することが義務付けられました。同時に所有者の利便性を考慮し、登録建築物調査機関に建築物調査を申請することで、報告書の提出を免除されることになりました。

当社は平成21年7月、登録建築物調査機関(第三号)に登録され、業務を開始しております。

### 建築物所有者(管理者)は、何をしたら良いのか?

- 1 所有する建築物が省エネ法対象物件か確認する。  
延べ床面積が2,000㎡以上であっても、省エネ法では建築物単体で省エネ計画を行いますので、例えば複数棟ある場合は各々が2,000㎡を超えていなければ、該当しない場合があります。
- 2 所有する建築物が、本年度報告すべき物件か確認する。  
建築物を建設した施工会社又はデベロッパーに、省エネ計画書が受理された年月日を問い合わせる。  
(省エネ計画書は、建物引渡し書類の中に副本が入っているので、これで確認することも出来ます。)  
省エネ計画書の受理日が平成18年4月1日～平成19年3月31日の物件が今年度報告の対象となります。
- 3 省エネ計画書(エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出書)の副本を探す。  
報告書を提出する場合・登録建築物調査機関に申請する場合、いずれの場合も省エネ計画書の写しが必要になります。  
省エネ計画書は、引渡し書類の中に入っていると思いますので、引渡し書類一覧表で確認してください。
- 4 報告書を所管行政庁に提出する。又は登録建築物調査機関に申請する。  
設計事務所等依頼する先がある方は、そちらに報告書の提出を依頼する。

依頼する先がない方は、是非 UHEC [㈱都市居住評価センター] に御一報下さい。

建築物調査部 担当 服部 TEL 03-3504-2380 FAX 03-3595-0902

### 平成22年4月1日からは、300㎡～2,000㎡が新たに追加になります。

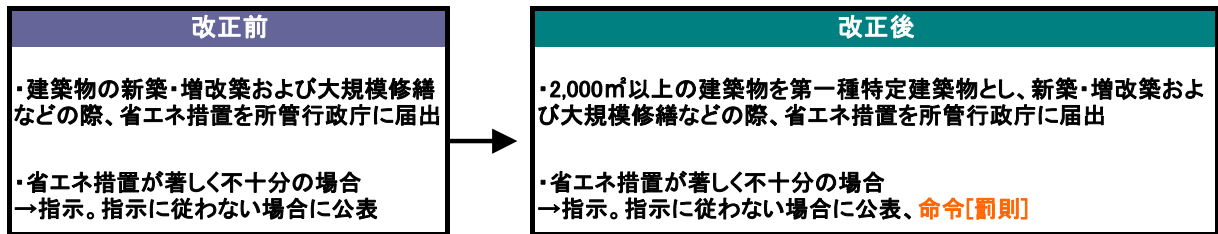
来年度から300㎡～2,000㎡の建築物が第二種特定建築物として、新たに届出の対象になります。  
また、第二種特定建築物も3年毎の報告が義務付けられます。(報告は住宅を除く)

# 【改正省エネ法の内容】

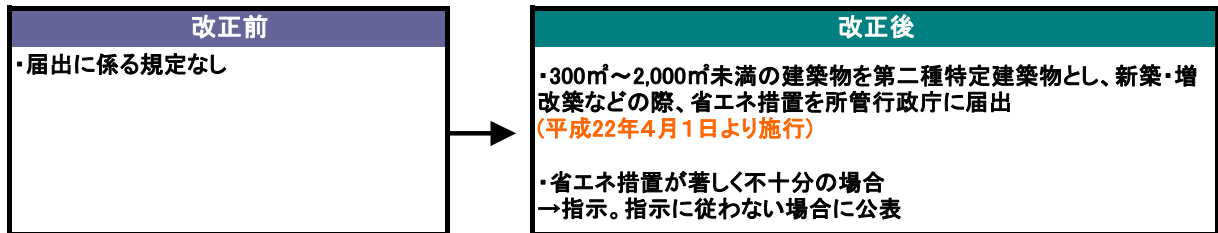
## 建築に係る届出に関する改正

- ・建築主(代理人)が所管行政庁に提出する。(改正後も届出は全て所管行政庁に提出)
- ・改正前は着工前とあったが、改正後は着工予定日の21日前と明記された。
- ・平成22年4月1日より、300㎡～2,000㎡未満の建築物が第二種特定建築物として新たに届出の対象になる。

### ◎2,000㎡以上の建築物



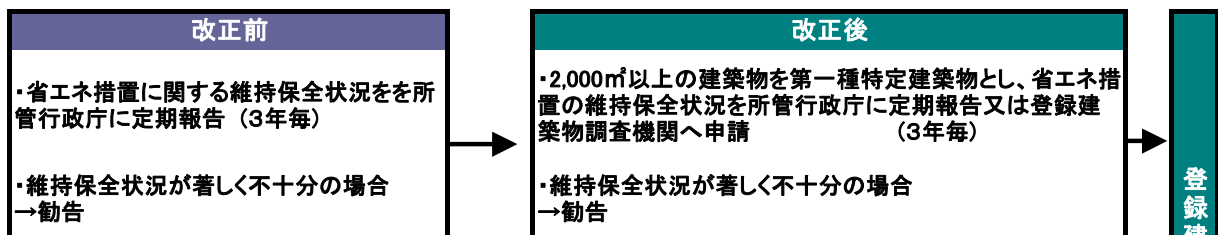
### ◎2,000㎡未満の建築物



## 維持保全状況の報告に関する改正

- ・建築物の所有者(管理者)が所管行政庁に報告する。
- ・改正後は、登録建築物調査機関の建築物調査を受け、適合書の交付を受けることにより、所管行政庁への報告が免除となる。
- ・報告は所管行政庁に届出をした日から3年毎の年度内に報告する。(所有した日の約1年前が届出日と成るので注意)
- ・平成22年4月1日より、300㎡～2,000㎡未満が届出対象になりますが、住宅については報告の必要はありません。

### ◎2,000㎡以上の建築物



### ◎2,000㎡未満の建築物

